

# 山梨県公報

号外第二号

平成三十年

二月一日

木曜日

## 目次

○山梨県監査委員条例の一部を改正する条例……………一

## 条 例

### 条例のあらまし

○ 山梨県監査委員条例の一部を改正する条例(条例第一号)(監査委員事務局)

1 地方自治法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定を整理することとした。

2 この条例は、一部の規定を除き、平成三十年四月一日から施行することとした。

## 条 例

山梨県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年二月一日

山梨県知事 後 藤 斎

### 山梨県条例第一号

山梨県監査委員条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県監査委員条例(昭和四十八年山梨県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第百九十六条第一項」を「第百九十六条第一項本文及び第六項」に改める。

第十条中「第二百四十三条の二第三項若しくは第四項」を「第二百四十三条の二第三項若しくは第八項」に、「やむをえない」を「やむを得ない」に改める。

第二条 山梨県監査委員条例の一部を次のように改正する。

第六条及び第十条中「第二百四十三条の二第三項」を「第二百四十三条の二の二第三項」に改める。

### 附 則

この条例中第一条の規定(第二条の改正規定に限る。)は平成三十年四月一日から、第二条の規定は平成三十二年四月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番